

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方
（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口で請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

【請求期限：令和11年4月23日】

法改正により、請求期限が5年延長されました。

お問い合わせ先

具体的な一時金の請求や相談に関することは、
お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。



旧優生保護法一時金
特設サイト

こども家庭庁
旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753
✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp
🕒 受付時間 10:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

こどもまんなか
こども家庭庁